

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和2年度第1回水戸市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 2 開催日時 令和2年8月28日（金） 午後3時から午後4時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 岡田澄子，角田恒之，後藤通子，斎藤猛，齊藤恵，坂口しづ子，  
田上恵子，前田規子，松村多美恵，水口進
  - (2) 執行機関 横須賀好洋，柴崎佳子，永盛光郎，倉川健一，田村裕美，  
大曾根明子，龍田晴美，青野朱実，  
増子孝伸，鈴木功，菅原功，内田理恵，大和敦子，橋崎真哉
- 5 議事及び公開・非公開の別
  - (1) 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について…公開
  - (2) 特定教育・保育施設の設置計画について…公開
  - (3) 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について…公開
  - (4) その他…公開
- 6 非公開の理由 全て公開
- 7 傍聴人の数 1人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 資料① 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について
  - 資料② 特定教育・保育施設の設置計画について
  - 資料③ー1 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について
  - 資料③ー2 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について

## 9 発言の内容

### 【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから「令和2年度第1回水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの進行につきましては、事務局が進めさせていただきます。

本日進行を担当いたします、子ども課倉川でございます。この審議会は水戸市社会福祉審議会条例に基づいて設置しており、児童福祉専門分科会においては児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項について調査・審議することとされております。条例につきましてはお手元に配布してございますのでお目通しいただければと思います。それでは開会に伴いまして、福祉部長より御挨拶申し上げます。

### 【福祉部長】

皆さんこんにちは。本日は御多用中「令和2年度第1回水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の児童福祉及び子育て支援の推進に格段の御支援・御協力を賜っておりますことにこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、中核市移行に伴いまして、社会福祉法に基づき社会福祉審議会を設置したところであります。社会福祉審議会は全体会の他、5つの専門分科会によって組織され、その1つである児童福祉専門分科会においては児童や母子・父子の福祉に関する事項や子ども子育て支援に関する事項について調査・審議いただくものでございます。また、昨年度末に策定致しました「第2期子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられました各事務事業の推進におきましても、御助言や御提言などいただけますと幸いです。本市におきましても引き続き子どもと子育てを取り巻く環境がよりよいものになるようしっかりと取り組んで参りたいと考えております。最後になりますが、「安心して子どもを産み、育てられるまち 水戸」の実現に向け、皆様がたのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

### 【事務局】

次に本日の定足数の確認でございます。審議会条例第6条第2項の規定では委員の2分の1以上の出席で会議が成立することとなっております。本日は10名のかたに御出席をいただき、定足数を満たしておりますことを、御報告いたします。なお、本日は1番\_\_\_\_委員、3番\_\_\_\_委員、9番\_\_\_\_委員、11番\_\_\_\_委員、15番\_\_\_\_委員、16番\_\_\_\_委員より、事前に欠席の御連絡をいただいております。また、本会議は、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」により公開することとなっております。本日は1名のかたが傍聴しておりますので、御報告いたします。

ここで、最初の会議となりますので、恐れ入りますが、委員の皆様お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。\_\_\_\_委員より時計回りでお願いいたします。

(自己紹介)

#### 【事務局】

ありがとうございました。続いて、事務局職員の自己紹介をいたします。

(事務局自己紹介)

続いて、当専門分科会の会長及び副会長の選出に移ります。会長、副会長につきましては、審議会条例第7条第4項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

それでは、事務局に一任いただき、提示させていただくことでよろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局案を御提示申し上げます。当専門分科会の会長につきましては、\_\_\_\_委員に、副会長につきましては、本日欠席ではございますが、\_\_\_\_委員をお願いしたいと考えております。本案でよろしければ、拍手をもちまして御承認をいただきたいと存じます。

(拍手)

ありがとうございました。では御承認いただきましたので、会長は\_\_\_\_委員、副会長は\_\_\_\_委員をお願いいたします。それでは\_\_\_\_会長、前の席へお移りください。

(会長が席を移動)

ここで\_\_\_\_会長より一言御挨拶をいただきたいと存じます。\_\_\_\_会長よろしくお願いたします。

#### 【会長】

皆さん、こんにちは。ただいま児童福祉専門分科会会長に選任されました\_\_\_\_でございます。会長を務めさせていただくこととなりました。どうかよろしく願いいたします。

さて、昨年度は「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。子どもと子育てを支援するため保育所や学童クラブの待機児童の解消を始め、産前産後の母子や乳幼児の健康づくり、また子どもの貧困や児童虐待などの社会的課題への対応などさまざまな取組について幅広く取りまとめられております。新型コロナウイルス感染症の発生によりまして各事業の推進に当たっては従来の取組を検討しながら取り組む必要があるのだと思います。子育て世帯や子どもたちにとってよりよい環境となるよう本日御参集の皆様とともに連携・協力しながら進めていきたいと思っております。本日の議題は特定教育・保育施設、地域型保育事業に関わる整備計画等について御協議いただきます。水戸市が中核市となつて初めての分科会です。どうかそれぞれのお立場・御経験などからきたんのない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶としたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

次に資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

配布資料に不足等はございますでしょうか。

それでは続きまして、議事に入ります。議事進行につきましては審議会条例第7条により会長に議事進行をお願いいたします。

#### 【会長】

それでは、議事進行を務めさせていただきます。議事進行につきましては皆様がたの御協力をお願いいたします。

議事の前に「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」第7条によりまして、会議録を作成し、議事録署名人2名を選出することとなっております。今回の会議につきましては「2番の\_\_\_\_委員」、「4番の\_\_委員」をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは「\_\_\_\_委員」、「\_\_\_\_委員」よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、ここで今回の会議の「公開・非公開」について、個人に関する情報が含まれていないため、「全部公開」ということでよろしいでしょうか。

か。

(「異議なし」の声)

それでは「公開」として、会議の次第に沿って議事を進めてまいります。

議事1 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。

【\_\_\_委員】

小規模保育事業がかなり多くなって、施設もかなり見ることがあります。多分0歳、1歳、2歳を預かっていて、その後の卒園児童の行き場所ということだと思わなければならない数の小規模保育事業をやっておりますので、この後どうするというのは特に道筋があるというわけではなく、各施設によってその後をどのように決めていくのでしょうか。

【幼児教育課】

御質問について回答させていただきます。小規模保育事業につきましては、3歳になった時点で卒園ということになりますから、事業所さんたちには連携施設というものを協定していただきまして、小規模保育施設からC園、D園の方に優先的に3歳になったら入れるということで連携施設を持ってもらっております。ただ、連携施設でないところを希望した場合には普通の入園の選考と同じ扱いとなりますので、一般と同じようになります。ただ、連携施設の方でも小規模のほうと悩みを連携しているものですから、やはり3歳の受入れというのが、新たに3歳で入園の申込をしてくるかたがいることから入りづらくなってしまっていることがあります。小規模保育施設からは連携施設であれば優先的に入れるようなシステムになっています。

【会長】

よろしいでしょうか。

【\_\_\_委員】

はい、わかりました。ありがとうございました。

【会長】

他にはどうでしょうか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。では、何かありましたら後ほどお願いいたします。

それでは続きまして、議事2 特定教育・保育施設の設置計画についてにつきまして事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ありがとうございました。議事2につきまして御説明いただきました。特に3の保育所設置計画について御意見いただきたいとのことですが、どうでしょうか。御意見・御質問のあるかたいらっしゃいますか。

【\_\_\_委員】

園庭のことですが、それは距離とか、面積等の規制はないのでしょうか。

【幼児教育課】

距離に関しましては、内部での取り決めにしたいと思っておりますが、子どもの足で約10分程度ということで、今回が初めての案件になるんですけれども、今後の為にそういったルール作りをしていこうかと思っております。あとは当然、導線の中で歩道があって安全に移動ができて10分程度ということで、ルール作りをしていきたいと思っております。

【\_\_\_委員】

面積もですけれども、一般的な公園も可ということでしょうか。

【幼児教育課】

はい、今の解釈としては大丈夫という形になっております。

【\_\_\_委員】

広さは。

【幼児教育課】

広さにつきましては、2歳以上児で面積の規定なんですけれども、園児数×3.3平方メートル、こちらが確保されていれば大丈夫でございます。

【\_\_\_委員】

もう一つよろしいでしょうか。

ここを卒園するとどちらに行かれるのでしょうか。

【幼児教育課】

こちらの社会福祉法人ハートフルスマイルさんですけれども、先程堀あさひこども園、こちらを運営されていると御説明させていただきました。先程お伝え忘れがあったのですが、実はグループといいますか、同じ経営団体のような形になるのですが、学校法人を運営されております。こちらがあさひ学園という学校法人だったかと思うのですがけれども、こちらで設置する認定こども園のあさひ幼稚園、こちらを連携ということにはならないのですが、提携の施設として捉えているということでお話を伺っております。

【\_\_\_委員】

対象が0から1歳、2歳児ということで、園庭への移動は、歩いていくのか、スクールバスのような物で移動するのか。あと、もし建物の中でも広く場所が取れて代わりに園庭に充てられそうな場所、例えば屋上とかそういうところを使うとか、そういう考えはなかったのですか。

【幼児教育課】

先ほどの御質問ですが、0歳、1歳、2歳の保育園ということで、おおむね歩くのは1歳の子と2歳の子が中心になるかと思えます。当然0歳の子でもお散歩には行くかたちにはなるんですけれども、避難車という児童5、6人が中に入れる大型のカートを押していくようなかたちで園庭には行くということで、一般的にそういったかたちに、どこもなっている状況であります。

加えて、屋上というお話を今いただきましたが、私たちでも事前の協議をしている中で、団体さんのほうから屋上に園庭を設置したいという要望はありました。ただ、屋上に園庭を設置するとなると、この建物が3階建てになるので、屋上は4階という形になるんですね。4階になりますと児童福祉法上の保育所設置の最低基準でかなり制約が厳しくなる。制約が厳しくなるというのは、子どもたちをどうやって避難するかということを主眼で考える最低基準なので、避難に対してのいろいろな設備をつけなくてはいけないという法律がございます。それが滑り台、外階段等、細かい規定がございます。そういったものが今回、施設では対応できないということなので、別の場所、広場を園庭にするというかたちで今考

えております。

**【会長】**

よろしいでしょうか。  
他にはないでしょうか。

**【\_\_\_委員】**

まちなかの小規模ではなく、保育園というかたちになるということで、今園庭のお話もあったんですけども、三の丸庁舎の前だと、歩いて行って、広いところで遊んで、帰ってくるというだけで、遊具とか砂場のイメージが全然できなかったんですけども、それは保育園の中で何か対応しているのかということと、茨城だと保育園というと車で送っていくというイメージがあるのですが、車についての対応というのは何か考えていらっしゃいますか。

**【幼児教育課】**

遊具についてなんですけれども、今御指摘いただいたとおりで、遊具で遊ばせるというようなイメージは事業所さんも持っている状況ではないです。そちらに関しましては、この会議でそういった御意見が出たということで、そういったものにも対応ができるような施設を次の場所として市としては指導していきたいと思います。

あと、まちなかということで、確かに駐車場の整備は、目の前にはできません。事業所様が今考えているのは、近くにコインパーキングを借りて、パーキングチケットですね、そちらでお支払いいただくようなかたちで、利用者に負担をかけない形の利用を考えているということで伺っております。

**【\_\_\_委員】**

ありがとうございました。

**【会長】**

他にはどうでしょうか。

**【幼児教育課】**

今の御意見に基づきまして、今後整備を進めさせていただきたいと思います。今後と言いますのは、この後にまた今年度実施する社会福祉審議会において、最終的にはそちらで認可の御報告をさせていただきたいと思います。そこで、条件が揃った時点で認可というかたちになりますので、また今年度の会議の中でこちらは御審議いただければと思います。で、同じく2にあるさんさん保育園も一緒に認可の作業を進めていかなければならないと思いま

す。認可ということでまた議題に出しますので、その際にはまた御意見等いただければと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。申請中ということで、これから認可がおりたらまた審議が可能ということですね。では、他に御意見等ございませんようなので、議事3水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局説明)

**【会長】**

ありがとうございました。議事3について御説明いただきました。何か御質問等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

**【\_\_\_委員】**

議事3の資料の8ページと16ページなんですけれども、量の見込と実際の出生数の低下との突き合わせができていないというところで、見込と実績で差が出ているというお話だったんですけれども、実際のところ令和元年度や平成30年度の子どもの出生数の実績と16ページの妊婦さんの実績、もしお分かりでしたら教えてください。

**【子ども課】**

まず出生数について、お答えいたします。出生数については平成30年度の第2期計画の9ページを御覧いただくと実績が載っております。第2期計画の9ページでございますが、平成30年の出生数といたしましては2,223人、それからグラフの表にはございませんが、令和元年度については2,129人、前年度からマイナス94人となっているのが出生数でございます。こちら年度ではなくて暦年でございます。出生数については以上でございます。

**【地域保健課】**

続きまして妊婦の人数でございますけれども、平成30年度妊娠届出数につきましては2,356人ということになります、令和元年度の妊娠届出数につきましては資料の16ページの方にございまして、No40母子健康手帳等の交付というところでございますけれども、届出数が2,152人となっております。出生後の届出が8件で、合計で2,160件となっております、妊娠届出数につきましても実数が年々減少しているという状況でございます。

**【\_\_\_委員】**

そうしますと、新生児は令和元年度で 2,152 人産まれて、訪問したのが 1,971 人ですので、訪問できなかった家庭もあるということなんですけれども、訪問できなかった理由は分かりますか？

**【地域保健課】**

こちらの乳児家庭全戸訪問事業につきましては、児童福祉法に位置付けられている事業でございます。生後 4 か月までに訪問することになっているのですが、水戸市におきましては、その中でも水戸市の取組としまして、新生児訪問につきましては第 1 子の新生児は助産師が生後 40 日までに全員訪問することにしておりまして、第 2 子・第 3 子につきましても生後 4 か月までの間に子育てアドバイザーが訪問するというところで進めているところなんですけれども、4 か月までの間に長期の里帰りや訪問できない子、入院している子、入所している子、何回訪ねても不在の子というのがありまして、なかなか全数とはいかないところが実情でございます。ただ、把握できなかった場合でも、4 か月を過ぎても必要に応じて保健師が訪問して確認したりはしているんですけれども、全数に届いていないというのも実情でございます。

**【会長】**

よろしいでしょうか。他にございますか。

**【\_\_\_委員】**

今伺いましたところの訪問事業についてなんですが、この乳児家庭全戸訪問と養育支援訪問のところで、それぞれ訪問するかたが違うのか。5 番の乳児家庭のほうでしたら子育て経験者と書いてありまして、6 番の養育のほうでは子育てアドバイザーと書いてあるんですが、それぞれ違う分野のかたが行かれているのでしょうか。

**【地域保健課】**

お答えいたします。どちらも子育てアドバイザーのかたが訪問しているのですが、こちらの乳児家庭全戸訪問につきましては子育てアドバイザーの中でも育児経験者という方が中心に行っておりまして、養育支援訪問の方は子どもの養育に支援が必要な家族が対象となりますので、その中でも専門職アドバイザーの保健師、看護師、栄養士、そういった専門職アドバイザーが子どもの状況に応じて、必要なアドバイザーをどのくらいの頻度で、どういった支援をしていくのかを検討会議で検討して訪問の計画を立てますので、こちらは専門職のアドバイザーが訪問している状況でございます。

**【\_\_\_委員】**

ありがとうございました。もう一点よろしいでしょうか。

妊婦さんのほうにトワイライトステイというものがございまして、これがずっと0ということで、2か所あるようなんですけれども、この利用がないというのはいいことなのか。それとも周知がうまくいっていないのかどちらなのかお伺いしたいと思います。

#### 【子ども課】

お答えいたします。トワイライトステイにつきましては、8ページ(4)のショートステイと類似の事業となっておりますが、ショートステイに関しましては、日中の一時的なお預かり、トワイライトステイにつきましては夕方から夜間にかけてお泊りを要さないお預かりとなっておりますけれども、実績が少ないのはあまりニーズが実際にはないということでございます。過去の事例としては1件、御兄弟のうちお一人が障害のあるお子さんで、健常のお子さんを、障害のあるお子さんのことを親がケアする時間帯のみ日常的に預かるというニーズがあった時期がございまして、それで一件程度実績があったということもありますが、基本的には養育支援が必要な家庭に対する支援の事業の一環として位置づけられているということで、御理解いただければと思います。

#### 【 委員】

はい、わかりました。もう一点いいですか。

今この新型コロナウイルス感染症の中で、いろんな制限がありまして、思うように事業が進んでいないものもあるかとは思いますが、妊産婦さんについてなんですけど、すまいるママだといろいろ対応しているとのことなんですけれども、初産のお子さんだと生後40日までに訪問されて、その他第2子以降だと生後4か月までに訪問されているとのことですが、ママたちも新型コロナウイルス感染症が怖くて外にも出られないし、わん・ぱくみとや、はみんぐ・ぱくみとも人数制限があったりや予約制になったりしているということで、行動範囲が狭くなっている感じがするんですね。例えば里帰りして帰ってきたけれども、自宅に戻れないというかたの話も聞いたりしますので、何か新型コロナウイルス下になったからこのような対策がプラスになりましたというものがございましたら、今の時期だけになるかもしれないですが、参考にお聞きしたいと思います。

#### 【地域保健課】

お答えいたします。現在すまいるママ・みとの方では、里帰りができないというところまでの相談はないんですけれども、里帰りに関しての相談があった時には早めに里帰り先の病院に連絡をして、調整をしておくようにということを勧めている状況でございます。それから今、県の方のステージも3になりまして、妊婦さんの外出も注意が必要というようなことになっておりますので、妊婦さん向けの教室を現在一時中止しております。それで新たなものといたしましては、妊婦さんの教室のメニューを全て動画にしまして、ホームページとLINEで配信したところです。あとはお風呂の入れ方など沐浴指導などはやはり実際に指導

して欲しいというような要望がありますので、その時には物品を持っていきまして、家庭訪問して指導しております。あとはすまいるママではないんですけれども、こちらで家庭訪問とか育児相談とか個別対応のものにつきましては、中止せずにそのままやっておりますので、予約もそれほど取りにくい状況ではございませんので、要望があったご家庭には対応ができています状況でございます。

**【会長】**

他にございますでしょうか。

**【\_\_\_委員】**

はい。資料の6ページ(2)の延長保育事業について伺いたいと思います。保育園を利用している父母の間でも利用していてとてもありがたいという声が上がっております。また、その中でももう少し時間を延ばして欲しいという声も上がっております、何かこの時間についての決まりというかそういったものがございましたら教えていただけますでしょうか。

**【幼児教育課】**

保育所における延長保育事業でございますが、まず保育所というのは大前提で11時間開所、つまり11時間は必ず開けている、そこを超える部分が延長保育ということになっております。公立を例に挙げてしまいますと、公立は11時間半開所しているんですね。ですので、30分が実は延長保育という扱いになっております。時間としては夜が7時までだったかと思うんですけれども、現在多様化するニーズの中でも果たしてどの時間が適正かということなかなか私たち行政でも分からない部分がございます。民間の保育所さんにおきましては20時までやっているところとか、時間が長いところもございます。利用者様におきましては窓口の説明の段階です、自分のニーズに合ったところを現在選んでもらっている状況でございます、特に保育所を設置するにあたっては、まず11時間が確保されているというのが大前提、それ以上どう延長保育をやっていくかというのは事業所ごとに異なってくることを御理解いただければと思います。

**【会長】**

よろしいでしょうか。他にどうでしょうか。

そうしましたら質疑応答ございませんので、議事4その他について事務局からありますか。

**【事務局】**

特にございません。

**【会長】**

はい。では予定しておりました議事を全て終了致しました。進行につきまして御協力いただきましてありがとうございました。この後の進行につきましては事務局にお返ししたいと思います。お願いします。

**【事務局】**

\_\_\_\_会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましてはお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして令和2年度第1回水戸市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を終了いたします。ありがとうございました。